

令和7年第3回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 9 月 3 日（水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第6 報告第7号 健全化判断比率の報告について
- 第7 報告第8号 資金不足比率の報告について
- 第8 議案第69号 訴えの提起について
- 第9 議案第70号 損害賠償の額を定めることについて
- 第10 議案第71号 町道路線の変更について
- 第11 議案第72号 町道路線の認定について
- 第12 議案第73号 四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第13 議案第74号 四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につい
て
- 第14 議案第75号 四万十町税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第76号 令和7年度四万十町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第77号 令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第78号 令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1
号）
- 第18 議案第79号 令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1
号）
- 第19 議案第80号 令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第81号 令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第82号 令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第22 議案第83号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第84号 令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）
- 第24 議案第85号 令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第25 議案第86号 令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第26 議案第87号 令和6年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第27 認定第1号 令和6年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第28 陳情第7－3号 陳情書の取り下げについて
- 第29 陳情第7－7号 陳情書の取り下げについて
- 第30 請願・陳情

～～～～～～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30まで

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（14名）

1番	武田秀義君	2番	山本大輔君
3番	林健三君	4番	村井眞菜君
5番	佐竹将典君	6番	中野正延君
8番	伴ノ内珠喜君	9番	中屋康君
10番	水間淳一君	11番	下元真之君
12番	味元和義君	13番	橋本章央君
14番	堀本伸一君	15番	緒方正綱君

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（0名）

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
会計管理者兼会計管理室長兼参事	池上康一君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐竹雅人君
危機管理課長	味元伸二郎君	企画課長	富田努君

農林水産課長	武 田 正 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	三 宮 佳 子 君
建設課副課長	吉 村 紀一郎 君	健康福祉課長	戸 田 ゆかり 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環境水道課長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教育次長兼学校教育課長	川 上 武 史 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	農業委員会事務局長	小 嶋 二 夫 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	代表監査委員	田 邊 幹 男 君
総務課財政班長	西 尾 洋 亮 君	大正・十和診療所事務長	池 田 康 人 君
特別養護老人ホーム事務長	佐 竹 あゆみ 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	長 森 伸 一 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	吉 川 耕 司 君	町民生活課長	川 下 房 代 君
-----------	-----------	--------	-----------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 岡 英 祐 君   | 次 長 | 小 野 川 哲 君 |
| 書 記     | 茨 木 萌 愛 君 |     |           |

~~~~~

午前 9 時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいまより令和 7 年第 3 回四万十町議会定例会を開会します。

町長から 9 月 1 日付の人事異動により職員の配置換えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせたい旨の申出がっております。これを許可します。順次、自己紹介をお願いします。

健康福祉課長戸田ゆかり君。

○健康福祉課長（戸田ゆかり君） 皆さん、おはようございます。この度、健康福祉課長を拝命いたしました戸田ゆかりです。町民の皆様が安心して暮らせるように健康と福祉の充実に向けて、課員と力を合わせて取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局副局長兼町民生活課長川下房代君。

○十和町民生活課長（川下房代君） おはようございます。この度の人事異動により十和地域振興局副局長兼十和町民生活課長を拝命いたしました川下です。気軽にご来庁いただき、頼りにしていただける場所となるよう尽力しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 国民健康保険大正・十和診療所事務長池田康人君。

○大正・十和診療所事務長（池田康人君） 皆さん、おはようございます。今回の人事異動で国保大正診療所並びに十和診療所の事務長になりました池田康人と申します。今後は地域医療の充実に向けて尽力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） これで 9 月 1 日付の人事異動により配置換えのあった職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

これで報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5 番佐竹将典君及び14番堀本伸一君を指名します。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 9 月 1 日に議会運営委員会で協議を願っております

ので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。議会運営委員会より会期日程について協議の結果を報告したいと思います。

第3回定例会会期は本日9月3日から9月12日までの10日間にすることに決定しました。なお、一般質問については、7日目、9月9日に4名、10日に4名、11日に3名、計11名となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日の9月3日から9月12日までの10日間であります。

お諮りします。

令和7年第3回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和7年第3回定例会の会期は本日から9月12日までの10日間とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定等については、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査、行政監査の報告及び同法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の報告があっております。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、令和6年度における四万十町教育委員会の権限に属する事務、教育長に委任された事務、その他、教育長の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検評価の報告があっております。事務局及び議会図書室に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

地方自治法第243の3第2項及び同法施行令第173条の5の規定により、公益財団法人四万十公社及び株式会社あぐり窪川の経営状況について報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。ご了承願います。

次に、会議規則第129条議員の派遣について、その結果を報告します。議長を含め、議員が出席しました行事等の件については、お手元に配付してあるとおりとなっております。

ので、ご了承願います。

次に、常任委員会の所管事務調査等に関する報告を行います。

総務常任委員長、教育民生常任委員長、産業建設常任委員長及び広報広聴常任委員長から所管事務調査等に関する報告の申出がっております。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（緒方正綱君） それでは、先に教育民生常任委員長の報告を求めたいですが、よろしいですか。

教育民生常任委員長中屋康君。

○教育民生常任委員長（中屋康君） 教育民生常任委員会から報告したいと思います。

6月定例会以降の活動報告であります。まず、6月4日の委員会においては、テーマは図書館十和分館の現状と今後の動きについてとしまして、十和地域振興局副局長、生涯学習課長の説明を受けて調査を行いました。

十和地域振興局からは分館設置に向けての説明があり、四万十町立図書館十和分館整備検討委員会というのが組織されておまして、4回の開催を経た後に設置に向けた要望書が昨年12月20日に町長、教育長に出されておることと、それを受けまして、十和分館図書館設置場所として、現在の小中学校敷地内に設置する検討案について説明を受けました。

また、生涯学習課からは、分館設置場所に関係した十和小中学校の校舎の老朽化に伴う改築、改修に関する執行部の考えを、本年6月から7月にかけて、十和地域の保護者、地域住民へ説明を行うことになっているので、今後の方向性が明確になるまで、図書館十和分館の論議をこれ以上掘り下げることができない旨の説明がありました。各方面への説明会終了後に当常任委員会としては状況説明を受けるとして、これを了承したところであります。

次に、令和7年6月4日付で、当委員会に付託されました陳情書、国民健康保険に対する国庫負担の増額等を求める意見書採択のお願いということで、協議をしております。

意見書に記載をされております2件がありまして、国庫負担率を上げて、他の被用者保険と均等な被保険者負担にすることが一点。二点目は未就学児均等割保険料の減額措置を18歳までの子どもに拡大をし、現在、減額割合5割であります。10割、全額に拡充するという意見書案が付いておりましたので、精査をしました。

当日はいろいろ論議されましたが、現行の国民健康保険制度に関する陳情の願意が可能

なのか、議会として意見書提出が妥当なのか、時間をかけて精査すべきという意見がありましたので、継続審査としております。

次に、7月9日には県立高等学校再編計画について学校教育課より、令和7年度から14年度までの8年間、この間に再編計画の概要があるわけですが、その概要説明を受けました。特に計画期間の前期7年度から、本年であります、9年度における中山間地域の小規模校区分に該当する、言わば本町の窪川、四万十両校での取組計画について、県の意向としては、地元の市町村と連携し、生徒数確保の努力目標に向けたアクションプランを策定、実行して、これを令和10年に検証、評価されることになっておりますので、県の示す小規模校の目安とされる入学者数確保に向けて、これからの動きを説明していただきました。

また、窪川高校においては、硬式野球部の開設の動きがあるといった話がありまして、具体的な動きになれば、先ほども申し上げた入学者の増強への再編アクションプランに向けた対応として、教育委員会も支援していくという報告を受けております。

当日、二点目として社会福祉協議会に赴き、意見交換をしました。移転先とする農村環境改善センターについては種々の条件があって、令和10年12月までは移転検討を見送るという旨を執行部が表明しておるわけでありましたが、社会福祉協議会として、当面、現在の施設で福祉事業活動を実施していく上では、老朽施設対策、特にトイレ改修、浴室等の改修などが必要であるということで、支援依頼がありました。併せて農村環境改善センターへの移転スケジュール的なものを執行部に具体的にしてほしいという意見、要望を受けました。また、施設内の見学のほかに、意見交換を行い、在宅福祉サービスの運営状況や介護保険事業の厳しい状況の説明を受けて、現況を共有したわけであります。

そのほか、東又小学校にエレベーターが設置されます。5,000万円を超えるということで、財産取得の関係ですので、事前に学校教育課から説明を受けております。

最後に、8月19日ですが、先ほど申し上げた7月9日の社会福祉協議会との内容等を健康福祉課に伝達し、協議を行いました。健康福祉課においても、このもろもろの検討項目は従前に周知していると、確認をしたわけであります。

そのほかには、6月18日に我々議会が仁井田・影野地区で実施した聞き取り調査、訪問先の皆様からお伺いした内容について、当委員会に割り振りされましたものについて、所管課に伝達、回答を得る必要があるものを仕分けしております。

最後の最後であります、7月の委員会で継続審査をしております陳情書については、

引き続き審査しましたが、なお精査の必要ありと全委員の意見をもって継続審査としております。

以上が6月から8月にかけての教育民生常任委員会の主だった活動であります。

○議長（緒方正綱君） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長山本大輔君。

○産業建設常任委員長（山本大輔君） おはようございます。産業建設常任委員会の報告をいたします。

我々、産業建設常任委員会はこの2年間、1次産業を活性化させる取組、商工観光業を充実させる取組、この二つを柱に活動しております。6月以降、3回の委員会を実施しました。

まず、6月6日には建設課の所管事務調査と、陳情・請願の精査、さらに一般廃棄物処理施設の第2期包括的長期民間委託事業及び基幹的設備改良事業についてをテーマとしました。建設課の所管事務調査では、建設課長から建設課の令和7年度の主要な事業について説明を受けました。国土調査、農地・農業用施設の改良や定住住宅建設事業等、さらには九つの補助金事業等、建設課の多岐にわたる事業内容に委員からも、時代に沿った柔軟な対応への要望や毎年予算が足りなくなる事業の見直し等々、活発な意見交換を行いました。

次の陳情・請願の精査では、志和の町道認定に関しまして、認定に関する一部変更ということもありまして、継続にて審査を行うこととしました。

続いて、町道平串赤草線の拡幅の陳情について現地視察を行いまして、区長、建設課から説明を受けました。委員一同、ある一定、道幅の拡幅は必要じゃないかという意見で一致しておりますが、内容について一部修正が必要となり、一旦継続でまとめました。

さらに、環境水道課長より、一般廃棄物処理施設の第2期包括的長期民間委託事業及び基幹的設備改良事業である、今年度末で10年間の長期包括の委託期間の満了を迎えますグリーンセンター銀河と若井グリーンセンターについて、次の事業の方針とその経過と今後のスケジュール等の説明を受けました。この事業は非常に特異な施設に関することでありまして、執行部としましても補助金や交付金を模索しており、また、別途コンサルタントを通じて適正な価格の調査等、必要なことは十分に行っておられることも委員一同、共有できました。何分にも難しい内容でありますので、今後、議題として上がってきますの

で、その都度精査をしていこうと、まとまっております。

次、7月8日には、にぎわい創出課の所管事務調査をテーマとしました。当日は一般社団法人奥四万十高知からの要望もあり、一般社団法人奥四万十高知事務局長、富岡氏から事業説明、及びにぎわい創出課との3者で意見交換を行いました。富岡事務局長からは、奥四万十の地域ならではの旅行メニューや様々なツアーの企画内容、また、今までの取組や修学旅行の実績について、ご報告をいただきました。委員からは、現状の四万十川というブランドへの心配や観光協会との連携、またインバウンドの取組、地域住民との関わり等々、活発な意見が出されました。取組次第では向上の見込みが大きいことを一同、感じた内容となりました。

また、にぎわい創出課からはコワーキングスペースの現状、課題、そして松葉川温泉の社員寮整備要望の進捗についても報告を受けました。コワーキングスペースについては、通信速度の問題を受けまして機器の改修を行い、通信速度1ギガに増強していること、夏休み、テスト期間中の中高生による利用が増えているとの前向きな報告を受け、委員からは利用時間の延長や、さらに積極的な広報を行ってもらいたいとの意見が出ました。

また、松葉川温泉の社員寮については、現在、寮として使用している施設の改修費用を抑えるために駐車場にコンテナを設置する等、協議していること、老朽化している松葉川温泉の本体工事も含め、地元とも協議しながら進めていきたい旨の報告を受けました。

最後、8月6日には町有林管理育成事業をテーマとしました。農林水産課と協議を行い、抱える課題としては、町有林の入札には30ha以上の経営計画が必要であることから、民間の参入がなかなか難しいが、町内の事業者の中でも、だんだんとその要件を満たす事業者が増加していること。また、町の職員には積算を行える人材がいないので外部委託せざるを得ない状況と、委員からも早急な支援や改善の意見も出たところであります。

また、新たな森林環境譲与税の使い方にも触れるとともに、この林政においては、体制整備を含め伸び代があり、取組方次第では良好な可能性を一同、感じたことでした。

以上、簡単ですが、産業建設常任委員会の報告といたします。

○議長（緒方正綱君） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、広報広聴常任委員長の報告を求めます。

広報広聴常任委員長武田秀義君。

○広報広聴常任委員長（武田秀義君） おはようございます。広報広聴常任委員長の武田です。

広報広聴常任委員会では地域聞き取り調査を実施しております。以前は議会報告会という形をとっておりましたが、それについてご意見等がありましたので、少し説明をしながら報告としたいと思います。

四万十町議会では、議会基本条例に定められている議会報告会を平成27年度まで毎年、実施しておりました。しかしながら、議会報告会の性質上、地域の公民館や町民会館、集会所等で行われる性質上、時間なり、日にち設定が限られており、夕方等を実施することが多くなり、そのため、参加者の固定化、参加人数の減少といったことになっていきまして、本来の目的である町民の皆様からの広く意見、情報交換等を行えないという判断となりまして、現在では、それに代わる形として、議会報告会よりも多くの町民の皆様の声を直接伺う新しい取組としまして、議員自らが地域を一軒一軒回り、地域聞き取り調査という形に変え、町民の皆様の声を聞かせていただいております。

この地域聞き取り調査は毎定例会後に実施しておりまして、皆さんに日時をお知らせし、地域を一軒一軒回っております。この9月定例会後も実施する予定でして、今回は窪川地域の松葉川の中津川、壺斗俵、栗の木、その周辺と、十和地域の久保川、奥大道、地吉など、その地域を回る予定としております。皆さんには広報等でお知らせしますので、ご意見等を寄せていただいたら幸いに思います。ご協力をお願いいたします。

広報広聴常任委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（緒方正綱君） これで広報広聴常任委員長の報告を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長村井眞菜君。

○総務常任委員長（村井眞菜君） 総務常任委員会の報告をいたします。

総務常任委員会では、四万十町振興計画に沿って様々な事業を精査しております。6月6日金曜日には陳情7－6の審査、税務課よりインボイス制度と、本町におけるインボイス制度導入後の変化等の説明を受けました。また、聞き取り調査の精査を行いました。

陳情審査については、インボイス制度開始後の四万十町でどのような影響があったのか、税務課より説明を受けた後、令和4年9月定例会において、全会一致で可決した消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書について協議しました。

委員からの主な意見は、物価高騰により町民生活も厳しい状況である、国会でも消費税減税については党派を超えて議論が進んでおり、減税した後の財源確保についても応能負担の原則や事業精算により財源を生み出すこと等が明記されている。四万十町は中小小規

模事業者が多いため、小さな業者を支えていくという視点からインボイス制度廃止を反対する理由はないということで、全会一致で採択となっております。

また、聞き取り調査で立西地域における総務常任委員会に係るまとめを行いました。コミュニティバスについては、住民ニーズに合わせた路線設定をしてほしい、従来のコミュニティバスで対応できないところへのライドシェア、移動支援などの研究を進め、モデル的にでも実施していく必要がある。タクシー券の利用の目的、実態、移動の支援の状況、高齢者支援課との議論が必要、出役などの集落活動について、公務員副業について、集落支援員が移動支援もできないか等を担当課から今後、報告を受け、議論することが必要ではないかという声が出ました。生活に密着した施設での問題については、携帯電話不感地である谷筋の集落で災害時に不安があるので、どのように対応しているか、危機管理課に今後、説明を受ける。防災スピーカーの聞き取り調査の状況については、区長会へ各戸の防災スピーカーの聞き取り状況について聞き取ってもらい、改善する。

そのほかでは婚活について従来のやり方以外に新たなやり方を研究してはどうかということを経営部に提案していこうという話になりました。

「けやき」の運営については今後、総務常任委員会でヒアリングをしていく予定です。

また、議会について、議会執行部を対象とした勉強会を開催する旨を経営部に投げかけております。

次に、7月8日には四万十町における自治体DXの進捗状況と今後の見通しについて、企画課より説明を受け、議論しました。もう一点、四万十町におけるシティプロモーション事業の振り返りと今後の方向性を共有しました。

四万十町DX推進計画では、「みんなあこじゃんとうがえいデジタル町」というビジョンを掲げ、生まれてから老後まで分かりやすい、使いやすい、暮らしやすい、四万十町の今と未来をつくるということで、執行部で進めておられます。住民サービスの向上や行政事務の効率化、社会経済活動のデジタル化を今後推進していく見通しです。また、スマホサポーターが現在44人おられ、今後は事務の省力化やオンライン相談申請、電子申請、コンビニ交付など、様々な場面でスマホサポーターの方に活躍していただきながら、町民の方は学ぶことができるという体制をつくっています。

委員の意見としては、今後どのような媒体で電子システムを活用していくのかという意見に対して、四万十町公式LINEを活用していくと思う、年間80万円かかっている、より充実した内容にするには200万円弱かかってくる、住民の声を聞いてから進めていかなくて

はならないということでした。

補助金申請もAIで進めれば職員の業務の効率化をどのように進めるか、ChatGPTを活用し、手直しの部分を職員が行うなど、省力化し、活用しているということでした。また、DXプロジェクトについては、協力隊の方も含めプロジェクトチームを今後どのように構成していくのかということで、消防の職員、教職員、地域おこし協力隊も含め考えていく、課の異動があっても、それぞれの課で活躍してもらえる人材をDXプロジェクトとして育てていくということでした。

デジタル化への理解が進みづらい現状がありますが、コミュニケーション能力の低下や窓口での対応はぬくもりあるものであってほしいという委員からの声に対し、心で触れ合う大切さは大事であるが、世代間ギャップがあるのも確かである。デジタル化は進めていかななくてはならない、ドローン教室も十和でやってこなかったのも、今後は十和で開催していきたいと考えている。鳥獣対策についてもデジタルを活用したものを考えていきたい、移動図書館の職員にもスマホサポーターになってもらい、地域へ出向いてやっていきたいなどの様々な議論が進められました。

また、ドローンの活用については四万十町は非常に進んでおり、ほかの市町村からも視察があるような状況です。

次に、広報戦略、シティプロモーションと情報発信について議論しました。ふるさと納税の獲得や移住定住の促進を企画課広報情報係で現在進めている状況です。土台となるコンセプトとして水と呼べる水という、水色やそういうイメージカラーを確立し、ブランド化していっています。四万十町公式YouTubeチャンネルやInstagram、facebookを町外向けに発信し、noteブログ形式で町外に向けた発信も昨年度から始まっております。

8月6日は人材育成推進事業についての成果、未来塾、四万十塾、産業振興塾について企画課より説明を受けました。四万十川保全活用事業の進捗状況の調査について行いました。未来塾、四万十塾、産業振興塾は今年度までの事業となっており、様々に精査することができました。

○議長（緒方正綱君） 村井議員、簡潔に。時間。

○総務常任委員長（村井眞菜君） はい、最後です。四万十川保全活用基本計画を基に四万十川保全活用事業についてでした。また議会だよりにも載せていきますので、その辺りで是非ご確認ください。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（緒方正綱君） これで各常任委員会の所管事務調査等に関する報告を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告を行いたい旨の申出がっております。これを許可します。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 改めておはようございます。議長の許可をいただきましたので、行政報告を申し上げたいと思います。

本日、議員の皆様のご出席を賜りまして、令和7年第3回町議会定例会が開催されますこと、厚く御礼を申し上げます。開会に当たりまして、先の6月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、ご報告を申し上げます。

まず、地元高校の振興についてです。本年3月、県は令和7年度から8年間を対象とする県立高等学校再編振興計画を策定、公表いたしました。この計画のうち、令和7年度から令和9年度までの前期計画における地元高校の今後の在り方については、窪川高校では入学者数41人以上、地元からの進学率50%以上、四万十高校では入学者数25人以上、地元からの進学率70%以上という努力目標が設定されております。これらの目標を達成するため、学校と市町村、地域が連携し、アクションプランを策定、実行の上、学校の魅力化、特色化を推進していくこととされております。

アクションプランには、両校の共通の取組として、一人一人の個性を伸ばす少人数教育や地域課題探求活動の充実、部活動の支援、地域外からの生徒受入れ体制の強化、併せて、学校生活に対する満足度が高く、進路実現が着実に図られている現在の学校運営の状況について積極的に情報発信を行っていくことも掲げております。

学校別では、窪川高校においてはDXハイスクールの取組や、韓国の高校との交流事業など、四万十高校では中高一貫教育の連携強化や特色ある自然環境コースの取組などを盛り込んでおります。

一方で、こうした努力目標が達成できない、または達成の見通しが立たない場合は分校化や統廃合、市町村による維持など、関係者との協議を経て、その結果が後期計画に反映されることになっております。人口減少のさらなる進行が予測される中、地元高校の存続は地域の活性化と持続的な維持にとって不可欠であり、極めて重要な喫緊の課題であると

認識しております。

こうした状況の中、窪川高校では部活動の活性化策の一環として、高校野球部の復活に向けた協議が進められております。野球部の復活は生徒数の確保や学校生活の活性化につながるだけでなく、地域全体に大きな活気と好影響をもたらすものと期待が寄せられております。現在、指導者及び生徒の確保、さらに、町外からの生徒に対する住居や活動環境の充実に向けて関係者と協議を重ねており、早急に対応を進めてまいります。

町としまして、令和9年度までの前期計画期間が地元高校の将来を左右する極めて重要な振興期間であると強く認識しております。このため、危機感を持って取り組むとともに、地域全体で応援の意識を醸成しながら、アクションプランの着実な実行を通じて、さらなる振興を目指してまいります。

地元高校の存廃は地域の未来に直結する重大な課題であり、住民の皆様一人一人にとって極めて身近な問題であります。今後の高校振興に向け、皆様の深いご理解と引き続きのご協力を心よりお願いを申し上げます。

続いて、9月1日に公表しました職員の懲戒処分について、ご報告いたします。

本事案は、令和6年度まで農林水産課林業振興室に在籍していた職員による公文書の不適正な取扱いにより、懲戒処分を行ったもので、公務員の信用を失墜させるとともに、町民の皆様にご迷惑をおかけした不祥事であり、心からおわびを申し上げます。

担当職員は、令和5年度及び令和6年度において、補助事業の必要書類であります県税の滞納がないことの証明について、事業実施主体からの県税完納証明書等による確認を行わないまま町長名で証明書を作成し、決裁も受けずに県に提出しておりました。また、事業完了時に作成する事業確認書の決裁欄にも、過去の決裁を受けたものを複写し、決裁欄を偽造していた事実も判明いたしました。

今回の不祥事は、令和7年度において、担当職員の後任が業務の処理方法等、過去の書類を確認している際に発覚したものでございます。このため、同日付で担当職員を停職3か月の懲戒処分にするとともに、当時の農林水産課長及び林業振興室長を口頭注意処分といたしました。

今回の事案に関しましては、町民の皆様の信用を損なうものとして厳粛に受け止め、公務員としての自覚を促すとともに、より一層、綱紀保持と服務規律の徹底を図り、町民の皆様の信頼回復に取り組んでまいります。町民の皆様に対し、重ねて深くおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

以上で行政報告といたします。議員の皆様、並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。日程第5、報告第6号から日程第7、報告第8号までを報告し、日程第8、議案第69号から日程第14、議案第75号まで上程説明、審議・採決を行います。日程第15、議案第76号から日程第26、議案第87号までの12議案及び日程第27、認定第1号につきましては提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第28、陳情第7－3号及び日程第29、陳情第7－7号陳情書の取り下げについては採決後、日程第30、請願・陳情については所管の常任委員会に付託を予定しております。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、報告第6号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第6号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本件は、学校現場で発生しました公文書の不適切管理による損害賠償の額を定めたものです。

事案の概要としては、現場で勤務する職員が作成しました勤務評価に関する書面データについて、学校内の他の職員も閲覧できる状態で保存していたため、令和6年11月29日に相手方が閲覧したことにより、加療30日を要する適応障害を生じさせたものです。

令和7年3月17日に相手方の代理人弁護士により損害賠償請求を受けたことにより、町の顧問弁護士の助言も得ながら交渉した結果、令和7年8月7日に22万6,052円の賠償金を支払う旨の示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

今回の事案は不適切な情報管理によるものが大きな原因でありまして、管理、指導が行き届いていなかったことを反省しております。被害を受けられた相手方に改めて謝罪を申し上げますとともに、今後は情報管理の徹底を図ることはもとより、職員間のコミュニケーションを促すことで相互理解を深め、働きやすい職場環境の構築に努めて、再発防止を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

9 番中屋康君。

○9 番（中屋康君） 報告第6号であります、町長から専決の報告をいただきました。

事案については、学校現場の公文書、いわゆるデータ化されたものが管理不足で、それに基づいて当事者に加療30日を要する適応障害を起こしたという賠償内容ですが、ただいま町長から説明かたがた、今後の管理をしっかりとっていくという話でしたが、学校現場ですので、教育委員会としても教育全般の中で学校現場のデータ管理を、他校のこともありながら、今後、徹底指導はしていかなばならないと思うんですが。今、町長から町職員としての動きはあったんですけど、学校現場として、学校教育の中ではどういう形をとられておるのか確認しておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 教育次長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） 今回の事案について、お答えしたいと思います。

事案の概要については、先ほど町長からご説明差し上げたとおりでして、個人の情報が記載された文書ですので、そういったものは通常であれば、作成者並びにその上司のみが閲覧できるような状態で保存するのが適正な状態であると考えてところです。

学校現場ですので、本庁、行政の役場の中では、それぞれの部署ごとに権限設定をするというシステム上の制限を設けるのですが、学校現場は1か所ですので、そんなに細かくは分けられないところもありますので、実質的には現場を預かる学校長なりがそこら辺の指導をしていくのが通常の手順かなと考えてところです。

なお、そういったことを措置するときには町で作成しておりますセキュリティーポリシーに基づいて適正に管理をしていくと。最終的に実施するのは作成者個々人になりますが、定期的に管理職が確認をし、不適切な管理がなされないように徹底していくことになろうかと思います。

今回の事案が起こりましたことにより、そこら辺を徹底する必要があるということで、昨日、校長会ありましたので、全校長に対して今回の事象の概要の説明をするとともに、情報管理の徹底を再度強く依頼したところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、報告第7号健全化判断比率の報告について、日程第7、報告第8号資金不足比率の報告について、以上、報告第7号及び報告第8号の2議案を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第7号健全化判断比率の報告について、及び報告第8号資金不足比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して、ご報告するものです。

まず、令和6年度決算に基づく健全化判断比率について、一般会計等における実質赤字比率及び全会計等の連結実質赤字比率については、ともに赤字がなく、比率は算定されていません。

次に、公債費及び公債費に準ずる経費の比重を示す実質公債費比率につきましては、前年度から0.5ポイント増加の7.1%となっております。

なお、実質公債費比率については、過去3年間の平均を用いて算定されますが、令和6年度の単年度比率では地方債の元利償還金に増加はあったものの、普通交付税の増加等に伴い、標準財政規模も増加したことから、前年度と同じ7.5%となっております。

次に、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた将来負担比率については、実質的な将来負担額がないため算定されていません。

続きまして、令和6年度決算に基づく資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足はなく、いずれも経営健全化基準を下回る結果となっております。

以上、ご説明申し上げましたとおり、本町における健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも早期健全化基準等を下回っており、現時点では適正な水準にあるものと判断しております。今後も引き続き、町債残高の推移や公債費の動向等に注視の上、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、今回の算定結果については、本会議での報告後、国・県への報告と併せまして、

町の広報紙やホームページを通じて町民の皆様に公表する予定でございます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第8、議案第69号訴えの提起についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第69号訴えの提起について、ご説明を申し上げます。

本議案は、普通財産貸付料の滞納に係る請求の訴えを提起することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものです。

経過としましては、本町の所有する普通財産の貸付けに係る令和5年6月から令和6年8月までの普通財産貸付料について、再三にわたり催告書を送付して請求してまいりましたが、納付されない状況が続いておりました。また、相手方と納付に向けた協議を重ねてまいりましたが、進展がなく、現在に至るまで納付もされなかったため、滞納普通財産貸付料及び訴訟費用の一括支払いを求める訴訟の申立てを高知地方裁判所須崎支部へ行い、訴えを提起するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第69号について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第69号訴えの提起についてを採決します。

この表決は起立により行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第9、議案第70号損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第70号損害賠償の額を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本議案は、町道秋丸弘瀬線の維持管理作業中に発生しました事故に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものです。

事故の概要としましては、令和7年6月20日、町道秋丸弘瀬線と国道381号線の交差点付近におきまして、町道維持管理委託業務中の作業車が草刈り機で跳ね上げた砂利が大正方面から窪川方面へ直進する自動車に直撃し、車両を損傷させたものです。

損害賠償の額については、修理費用が39万5,000円で、修繕に伴う代車のレンタル費用が14万3,550円、合計で53万8,550円となります。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 資料に事故発生当時、作業者は1人でナイロンコードによる草刈り機で作業を行っていたとありますけれども、多分1人ではないと思うんですけれども。団体で動かれる中で、たまたまこの場所は1人でやられていたのか、状況をちょっと詳しくご説明いただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 建設課副課長吉村紀一郎君。

○建設課副課長（吉村紀一郎君） お答えします。

秋丸地区、団体で受けているものですが、距離がありますので、分担して散らばって作業をされていたので、たまたまこの間、1人で作業をしていたということです。

○議長（緒方正綱君） 2 番山本大輔君。

○2 番（山本大輔君） こういった場所で建設会社が作業している風景を見ますと、きちんとカバーをされたり、警備員を常駐させたりと、こういった事故を防ぐための方法がされていらっしゃるんですけども。そこまでの指導はどうもされていないような感じを見受けられるとともに、また、この方が例えばヘルメットとか眼鏡とか、そういったところの指導はされているのでしょうか。

○議長（緒方正綱君） 建設課副課長吉村紀一郎君。

○建設課副課長（吉村紀一郎君） お答えします。

事故日の翌日ですけども、2 回目の草刈りが控えておりますので、草刈り事務担当者が代表者に会いに行きまして、まず、歩行者、走行車両、駐車車両に注意し、走行車両がある場合は草刈りを一時中断すること、また、草刈り作業を行う付近には車両を駐車しないこと、防護服、防護マスク、安全服を着用するなど、安全対策の周知徹底、加えて水分補給などの熱中症対策について、周知徹底を依頼したということです。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

6 番中野正延君。

○6 番（中野正延君） 町道の維持管理委託業務となると、地域の住民の方に依頼されることもあると思いますが、例えば保険を掛けて行っているとか。この損害賠償金の53万8,000円は町が支払ったものなのか、保険的なものは適用できなかったのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 建設課副課長吉村紀一郎君。

○建設課副課長（吉村紀一郎君） お答えします。

この草刈り業務の地域委託用に保険を掛けておりまして、今回、議案が通りましたら支払いの手続に入りまして、保険会社から各レンタカー会社、修理工場に支払いがされるとなっております。

○議長（緒方正綱君） 6 番中野正延君。

○6 番（中野正延君） 割と民間の方に委託されると、内容を把握しないまま作業を行っていることもあると思いますので、例えば自損事故とかも出る可能性もあるので、説明をしっかりとした上で作業を行ってもらいたいと思いますので、お願いします。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

1 番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 国道等で草刈り作業されている現場を見るのに、跳ね石防止ネット等を設置してやられている光景をよく見かけるのですが、今回の場合は防止ネットはやらずに作業をしたのかどうか、お願いします。

○議長（緒方正綱君） 建設課副課長吉村紀一郎君。

○建設課副課長（吉村紀一郎君） お答えします。

この場所、1人で作業されていたということでベニヤですとかネットという防護柵は使用していなかったと聞いています。

○議長（緒方正綱君） 1番武田秀義君。

○1番（武田秀義君） 場所等によっては人と、車に今回は当たっておるわけですが、車に傷がついた等で済んでおりますが、事故につながる可能性もありますので、こういった1人の場所であれば防護ネットを使用する、マニュアル的にも徹底して指導する必要があるのかなと思いますので、今後、注意して、お願いをしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第70号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号損害賠償の額を定めることについてを採決します。

議案第70号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまより暫時休憩します。10時40分まで休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第71号町道路線の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第71号町道路線の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

まず、轟谷線については、県道志和仁井田線から志和郷地区避難広場及び志和ヘリポートへ接続する重要な路線でして、起点から120m区間の拡幅工事が完了しましたので、道路の区域の変更をしようとするものですが、その告示を行うに当たり、起点の字名及び終点の地番に誤りがありましたので、この度、訂正するものです。

次に、志和大屋敷ヒシヨヶ谷線については、志和郷地区避難広場への避難路及び志和ヘリポートへの接続する道路として町が整備した重要な路線ですので、現行の終点を延長することにより町道に編入し、維持管理を図るものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第71号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号町道路線の変更についてを採決します。

議案第71号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程11、議案第72号町道路線の認定についてを議題とします。提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第72号町道路線の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を認定することにつきまして議会の議決を求めるものです。

まず、志和西ノ前旧薬師寺門前線については、志和浦地区より町道認定の要望がありました路線でして、志和浦地区の主要な町道であります学校前線と薬師寺門前線を接続する重要な生活道路となっておりますので、町道に認定し、維持管理を行うものです。

次に、志和浦避難路線については、志和浦地区避難広場及び志和地区防災拠点広場への避難路として町が整備した路線でして、また、志和防災活動拠点施設へ接続する重要な路線でもありますので、町道に認定し、維持管理を行うものです。

次に、志和郷避難路線については、志和郷地区避難広場への避難路として町が整備した路線でして、沿線住民の生活道路としても利用されていることから、町道に認定し、維持管理を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第72号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号町道路線の認定についてを採決します。

議案第72号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第12、議案第73号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議案第74号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、以上、議案第73号及び議案第74号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第73号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、並びに議案第74号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

これらの議案については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正するものです。

まず、四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例に関しましては、妊娠、出産時及び3歳に満たない子を養育する職員に対し、仕事と育児の両立支援制度に関する情報提供並びに意向確認を行うため、条例を改正するものです。

次に、四万十町職員の育児休業等に関する条例に関しましては、仕事と育児の両立を一層容易にするため、現行の部分休業の形態である1日につき2時間の範囲内で取得できることに加え、1年につき10日相当の範囲内で取得できる形態の追加措置を行うため、条例を改正するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 説明資料17ページに、町長もおっしゃったように3歳に満たない子どもと明記されていますが、とても3歳までに解決する問題でもないかと思いますが、3歳以降の措置とか対応について、どのように考えているのかお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 3歳以降の子どもに対してというところですけども、今回は国の法律改正に伴っての町条例の改正です。独自に町条例をさらに深めてやっていくことは現時点では予定しておりません。現状では国の法改正に伴う改正にとどまっているところです。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 改めて、成長するまでの過程も踏まえて今後考えていってもらいたいと思いますし。次の議案第74号で、1年につき10日間の育児休暇とありますが、もともと出産後の育児休暇があると思いますが、その以降で10日間取れるということなのか。例えば夫婦で職員の場合に、1人が10日ずつ休暇を取れるのかをお伺いします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 1年につき10日の休暇というところは、第2号部分休業が追加されております。これまでは、例えば、母親が2時間の休暇をずっと取っている。それに加えて、もう一つは選択肢として、配偶者、夫と仮定すれば、夫も10日を1年間で時間給も含めて取ることができます。日々の朝晩の休暇を母親が取り、保育所とか入園式とか何かイベント事に対して、父親が10日間の範囲でそれに合わせて休暇を取るといった制度が追加されたという認識です。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 職員が出産した場合は、その年も育児休暇は10日間しか取れないのか、お伺いしたいんです。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） 今回は、これまでの育児休暇に追加ということで、1年間に付き10日取れます。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） 今の中野議員の質問は重要なことと思います。3歳児までということですが、やはり幼少の頃、乳児とか3歳、4歳、5歳、6歳くらいまでの間には一生を左右するような出来事も出てきますので、やはり、せめて5歳くらいまで延長することは、町としてできないことはないと思います。国からのこととかいろいろあると思いますが、町独自で、できやしないかとも思うわけですが、いかがですかね。

○議長（緒方正綱君） 総務課長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） お答えします。

今回、育児休業等の条例改正ですけれども、3歳以降になりましたら看護休暇が取れるようになっております。それは小学校3年生までの休暇制度が別にありますので、そういった制度を利用していただければと考えております。

○議長（緒方正綱君） 10番水間淳一君。

○10番（水間淳一君） これに限らず、別に介護休暇とかいろいろ取得できるということです、分かりました。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第73号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第73号四万十町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第73号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第74号四万十町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第74号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第14、議案第75号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第75号四万十町税条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布されたことに伴いまして、関係する四万十町税条例の改正の必要が生じたものです。

条例の主な改正内容は、個人町民税の特定親族特別控除の創設や加熱式たばこに係るたばこ税の課税方式の見直しを行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第75号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第75号四万十町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

議案第75号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第15、議案第76号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第76号令和7年度四万十町一般会計補正予算（第3号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、物価高騰の影響を強く受ける介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等への物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給付金の支給や、本年度末をもって閉所する見付保育所の主たる受皿となる、くぼかわ保育所及び東又保育所の改修、国・県の交付決定等に基づく事業内容の見直しなど、重要かつ緊急性の高い事案に係る予算措置となっております。

それでは、歳出予算の主な内容について順にご説明を申し上げます。

まず、一般職員の人件費です。今回はこれまでの人事異動に基づく会計間の移動、退職、採用、休職等を各費目に反映し、給料で2,080万2,000円の減額、職員手当及び共済費で622万7,000円の増額、合わせて1,457万5,000円の減額補正となっております。

また、各特別会計への繰出金も、人事異動に基づく会計間移動等について、それぞれ見直しを行っております。

続きまして、歳出の予算科目順にご説明を申し上げます。

まず、1款議会費です。議会費では、議員の視察研修のための費用として、議員視察研修委託料112万1,000円を計上する一方、事業の精査による減額を行った結果、議会費全体では714万2,000円の減額補正となっております。

次に、2款総務費です。一般管理費では、令和8年3月に本町の合併20周年を迎えることから、記念式典の費用として合併20周年記念事業委託料148万7,000円を計上したほか、財産管理費では、昨今の預金金利の上昇により基金の利子額が増加の見込みとなったことに伴い、各基金への積立金1,723万9,000円を計上する一方、事業の精査による減額を行った結果、総務費全体では6,596万1,000円の減額補正となっております。

次に、3款民生費です。社会福祉総務費では、昨年度に実施されました定額減税、及び調整給付の減税等になお不足が生じる方を対象とした不足額給付について、4,650万円を追加計上しております。

老人福祉費及び障害福祉費では介護保険事業所、障害福祉サービス事業所等への物価高

騰対策として物価高騰対応介護保険事業所等支援給付金1,058万5,000円、物価高騰対応障害福祉サービス事業所支援給付金198万円をそれぞれ計上しております。

なお、児童福祉総務費及び公立保育所費では、本年度末をもって閉所する見付保育所の主たる受皿となる、くぼかわ保育所の改修費用として工事費4,514万8,000円、東又保育所の設計監理委託料及び工事費1,455万3,000円をそれぞれ計上するなど、民生費全体で1億5,570万3,000円の追加計上となっております。

次に、4款衛生費です。環境衛生費では斎場火葬炉内の設備改修費用として工事費68万2,000円を追加計上しております。水道費では、収支差補填等として水道事業会計繰出金1,102万4,000円を追加計上するなど、衛生費全体で634万3,000円の追加計上となっております。

次に、6款農林水産業費です。林業振興費では自伐林家等への機械購入及び機械レンタルの補助として、自伐林家等支援事業補助金372万円を追加計上しております。水産業振興費では志和漁港の改修工事の変更に伴い、工事費300万円を追加計上する一方、事業の精査による減額を行った結果、農林水産業費全体では3,902万4,000円の減額補正となっております。

次に、7款商工費です。商工総務費では、作屋就業改善センターの解体工事においてアスベストの対応に要する費用に増額が生じたことから、解体工事費616万円を追加計上したほか、オートキャンプ場ウェル花夢の管理棟内電気設備の改修費用として工事費129万8,000円を計上する一方、事業の精査による減額を行った結果、商工費全体では670万5,000円の減額補正となっております。

次に、8款土木費です。道路新設改良費では、国の交付金の決定や工事の進捗に伴う調整を行うとともに、橋梁の修繕において必要となる設計等の業務支援を受けるため橋梁修繕現場技術業務委託料1,300万円を計上するなど、土木費全体で825万円の追加計上となっております。

次に、9款消防費です。常備消防費では、四万十清流消防署における職員の増員による仮眠室の不足を解消するとともに、仮眠室に感染症対策を講じた改修を行うため、高幡消防組合負担金1,536万4,000円を追加計上するなど、消防費全体で1,608万8,000円の追加計上となっております。

次に、10款教育費です。事務局費では十和小中学校の校舎新築工事に係る基本設計委託料2,123万円、中学校費では老朽化が進む窪川中学校校舎の状況確認を行うため、校舎劣

化状況調査委託料96万8,000円をそれぞれ追加計上しております。

社会教育総務費では、中山間地域で暮らす子どもたちに質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するため、世界的ガラス彫刻家であります武政健夫氏による巡回展の開催費用として委託料108万5,000円を計上するなど、教育費全体で2,447万2,000円の追加計上となっております。

次に、11款災害復旧費です。6月の豪雨により発生しました十和地域への災害対応として、災害復旧工事費1,900万円を追加計上しております。

次に、12款公債費です。公債費では、平成27年に借入れし、本年9月に利率見直しとなる臨時財政対策債について、後年度における公債費並びに地方債残高の抑制を図るため、本年度の定期償還と併せまして任意の繰上償還を行うこととし、元金償還金として2億7,122万4,000円を計上しております。

なお、財源としまして、令和6年度決算剰余金であります繰越金及び減債基金からの繰入金を充てることとしております。今後においても、財源や費用対効果はもとより、財政状況や金融状況を見極めながら積極的に繰上償還を検討してまいります。

以上、歳出については、ただいまご説明申し上げたとおりですが、これを賄う歳入としまして、町税では給与所得の増加やショウガの取引価格の高騰などに伴い、町民税が8,400万円の増収の見込みとなったほか、土地建物の評価替えに伴い、固定資産税が1,600万円の増収の見込みとなるなど、町税全体で9,800万円の追加計上となる一方、7月に決定となった普通交付税については9,356万7,000円の減額補正となっております。

なお、本年度の普通交付税決定額については、63億1,563万5,000円となっております。昨年度の臨時財政対策債を含む実質的な普通交付税の最終決定額と比較して1億8,464万4,000円、2.8%の減額となっております。そのほか、国・県支出金、町債の補正をはじめ、前年度からの繰越金2億174万6,000円の追加計上などを行っております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ3億6,900万円の増額補正となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ195億6,900万円となっております。

最後に地方債の補正ですが、事業内容の見直し等に伴い、第2表に記載のとおり、限度額の変更を行うものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第16、議案第77号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、日程第17、議案第78号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第18、議案第79号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）、日程第19、議案第80号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第77号から議案第80号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第77号から議案第80号までの各特別会計予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第77号令和7年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、診療報酬等の減額見込みにより保険給付費で570万円を減額する一方、令和8年度施行予定の子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修費用等により、総務費で499万円、不足が見込まれる一般被保険者保険税還付金や実績額の改定に伴う過年度分の返還金などにより、諸支出金で319万4,000円、予備費で2,765万1,000円をそれぞれ追加計上しております。

なお、これを賄う歳入については、診療報酬等の減額見込みなどにより県支出金で570万円、繰入金で112万5,000円をそれぞれ減額する一方、被保険者の所得向上などにより国民健康保険税で2,000万円、前年度決算額の確定により繰越金で1,063万3,000円をそれぞれ追加計上したほか、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費用の財源として国庫支出金で611万8,000円を計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ3,000万円の追加補正となり、累計予算総額は21億4,670万円となっております。

なお、この補正予算案については、四万十町国民健康保険運営協議会から適当である旨

の答申をいただいております。

続きまして、議案第78号令和7年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、人件費の見直しや7月までの実績に応じた増額を行うなど、総務費で229万4,000円を追加計上しております。なお、これを賄う歳入については、繰入金で276万9,000円を減額する一方、実績に応じた歳入見込みにより診療収入で400万円、諸収入で120万円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ240万円の追加補正となり、累計予算総額は4億6,430万円となっております。また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額の変更を行っております。

続きまして、議案第79号令和7年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、人件費の見直し等により総務費で149万8,000円を追加計上しております。なお、これを賄う歳入については繰入金で173万1,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ150万円の追加補正となり、累計予算総額は1億2,840万円となっております。また、地方債の補正については、第2表に記載のとおり限度額の変更を行っております。

最後に、議案第80号令和7年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、職員の人件費の見直しにより総務費で77万3,000円を減額しております。次に、歳入については繰入金で80万円を減額しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ80万円の減額補正となり、累計予算総額は530万円となっております。

以上4件の補正予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第77号から議案第80号までの4議案について、質

疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号から議案第80号までの4議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第20、議案81号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第82号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、以上、議案第81号及び議案第82号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第81号及び議案第82号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案81号令和7年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、令和8年度施行予定の子ども・子育て支援金制度に向けたシステム改修費用等により総務費で180万5,000円、前年度繰越金等の確定により広域連合納付金で19万5,000円をそれぞれ追加計上しております。

次に歳入では、保険料で53万9,000円、繰入金で5万3,000円をそれぞれ減額する一方、前年度決算額の確定により繰越金で73万4,000円を追加計上するほか、子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修費用の財源として、国庫支出金で185万8,000円を計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ200万円の追加補正となり、累計予算総額は3億7,580万円となっております。

続きまして、議案第82号令和7年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、総務費において職員の増加により人件費を追加計上するほか、諸支出金において令和6年度の介護給付費及び地域支援事業費の実績に伴う国・県等への償還金を計上しております。歳入については、令和6年度からの繰越金に計上するなど、所要の予算措置を講じております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ4,000万円の追加計上、追加補正となり、累計予算総額は26億5,100万円となっております。

以上2件の補正予算について、ご審議の上ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第81号及び議案第82号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第22、議案第83号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第84号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第83号及び議案第84号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第83号及び議案第84号の各特別会計補正予算案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第83号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、事業の精査等により総務費で20万2,000円を減額する一方、職員の人事異動に伴う人件費等により、サービス事業費で130万2,000円を追加計上しております。なお、これを賄う歳入については、サービス収入で40万6,000円、繰入金で69万4,000円をそれぞれ追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ

110万円の追加補正となり、累計予算総額は4億2,980万円となっております。

続きまして、議案第84号令和7年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第2号）です。

今回の補正内容としまして、歳出については、職員の人事異動に伴う人件費等により、サービス事業費で564万1,000円を追加計上しております。なお、これを賄う歳入については、一般会計からの繰入金で570万2,000円を追加計上しております。

これにより、今回の補正は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ570万円の追加補正となり、累計予算総額は3億2,020万円となっております。

以上2件の補正予算案につきまして、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号及び議案第84号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第83号及び議案第84号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第24、議案第85号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第25、議案第86号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第1号）、以上、議案第85号及び議案第86号の2議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第85号の水道事業会計予算及び議案第86号の下水道事業会計予算について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第85号令和7年度四万十町水道事業会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、まず、第2条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では、職員の人事異動により職員数が1人増となったことに伴いまして、人件費

1,102万4,000円を追加計上し、累計予算額は6億367万4,000円となっております。また、事業収益ではこれを賄うため、一般会計からの補助金として1,102万4,000円を追加計上し、累計予算額は6億1,367万5,000円となっております。

次に、第3条資本的収入及び支出です。資本的支出では老朽化した設備を更新するなど、建設改良費3,655万7,000円を追加計上し、累計予算予定額は4億9,418万9,000円となっております。

また、資本的収入では建設改良工事に伴い、企業債3,410万円、県補助金136万2,000円をそれぞれ追加計上し、累計予定額は2億396万3,000円となっております。

そのほか、第4条では企業債の限度額、第5条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第6条では他会計から補助を受ける金額を変更するものです。

続きまして、議案第86号令和7年度四万十町下水道事業会計補正予算（第1号）です。

今回の補正内容としまして、まず、第3条収益的収入及び支出についてですが、事業費用では職員の人事異動に伴い、人件費387万1,000円を減額するなど、累計予定額は8,720万4,000円となっております。

事業収益では一般会計からの補助金100万円を減額し、累計予定額は8,975万7,000円となっております。

次に、第4条資本的収入及び支出です。資本的支出では、老朽化した設備の更新を行うため、建設改良費1,086万2,000円を追加計上し、累計予定額は5,912万9,000円となっております。

また、資本的収入では、一般会計からの出資金を見直した結果、255万3,000円を減額する一方、建設改良工事に伴いまして企業債600万円を追加計上し、累計予定額は3,981万円となっております。

そのほか、第5条では企業債の限度額、第6条では議会の議決を経なければ流用することができない経費、第7条では他会計から補助を受ける金額を変更するものです。

以上2件の補正予算について、ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号及び議案第86号の2議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第85号及び議案第86号の2議案をについて、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第26、議案第87号令和6年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第87号令和6年度四万十町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、令和6年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものです。

内容としましては、令和6年度四万十町水道事業会計決算に伴う未処分利益剰余金2億5,607万6,954円のうち、当年度純利益相当額の1,000万円を将来の建設改良工事等を行うための財源に充てる目的で建設改良積立金に積立てし、残額2億4,607万6,954円を翌年度に繰り越し、水道事業の運営資金とするものです。

ご審議の上、ご決定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第87号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第27、認定第1号令和6年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 認定第1号令和6年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年度の各会計決算については、水道事業会計及び下水道事業会計を除く九つの会計を単純合算した決算総額は歳入が243億1,072万円、歳出が239億148万円となっており、前年度より歳入で9億1,618万円、3.6%、歳出で6億5,576万円、2.7%、それぞれ減少しております。

令和6年度においても、地方創生総合戦略に基づき、若者定住でありますとか移住促進の取組など人口減少対策の推進や、子育て支援の充実、さらに地産外商の推進、地域福祉の拡充であるとか人材育成など、職員一丸となって取り組んできたところです。

厳しい状況下ではありましたが、人口減少対策も一定の効果があったものと確信しております。これもひとえに議員の皆様方をはじめ、町民各位のご理解とご協力の賜物でありまして、深く感謝を申し上げる次第です。

なお、各会計の決算概要については、後に会計管理者よりご説明申し上げますが、詳細については、別冊でお配りしております歳入歳出決算書及び主要な施策の成果説明書をご参照いただきたいと思います。

以上、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を付して関係書類を提出しておりますので、ご認定賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 会計管理者池上康一君。

○会計管理者（池上康一君） 私から補足説明ですので、この場にて失礼いたします。

各会計の決算の概要について、一般会計から順にご説明を申し上げます。

決算額は歳入総額が180億8,016万円、歳出総額が177億9,775万円で、歳入歳出差引き額は2億8,241万円となっております。また、歳入歳出差引き額より翌年度に繰り越すべき財源7,066万円を控除した実質収支については、2億1,175万円の黒字となっており、繰越しまして地方債の繰上償還財源とすることとしております。

前年度と比較しまして、歳入では普通交付税や地方特例交付金等の各種交付金、町債などが増となった一方で、国庫支出金、県支出金、町税などが減となっており、総額8億5,479万円、4.5%、歳出では人件費や公債費、物件費などが増となった一方で、扶助費や普通建設事業費、災害復旧事業費などが減となっており、総額5億9,220万円、3.2%それ

ぞれ減少しております。

町の貯金に当たります積立基金残高については、財政調整基金や過疎地域持続的発展特別事業基金、森林環境整備基金などが増となる一方で、減債基金や施設等整備基金、ふるさと支援基金などの減により8,860万円の減少となっております。

また、町の借金に当たります町債については、借入額を償還額が上回ったため、1,359万円の減少となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計です。決算額は、歳入総額が20億2,635万円、歳出総額が20億572万円で、歳入歳出差引き額は2,063万円の黒字となっており、前年度より歳入が1億3,390万円、6.2%、歳出が1億3,711万円、6.4%、それぞれ減少しております。

次に、国民健康保険大正診療所特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額3億8,015万円となっておりまして、前年度より歳入が2,395万円、5.9%、歳出が2,393万円、5.9%、それぞれ減少しております。

次に、国民健康保険十和診療所特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額9,568万円となっており、前年度より歳入歳出ともに738万円、7.2%減少しております。

次に、大道へき地診療所特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額600万円となっておりまして、前年度より歳入歳出ともに231万円、27.8%減少しております。

次に、後期高齢者医療事業特別会計です。決算額は歳入総額が3億5,481万円、歳出総額が3億5,308万円で、歳入歳出差引き額は173万円となっており、前年度より歳入が1,782万円、5.3%、歳出が1,695万円、5.0%、それぞれ増加となっております。

次に、介護保険事業特別会計です。決算額は歳入総額が27億1,362万円、歳出総額が26億916万円で、歳入歳出差引き額は1億446万円の黒字となっており、前年度より歳入が4,967万円、1.9%、歳出が5,156万円、2.0%、それぞれ増加となっております。

次に、特別養護老人ホーム窪川荘特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額3億8,126万円となっており、前年度より歳入歳出ともに3,081万円、8.8%の増加となっております。

次に、特別養護老人ホーム四万十荘特別会計です。決算額は歳入歳出ともに総額2億7,270万円となっており、前年度より歳入歳出ともに785万円、3.0%の増加となっております。

次に、水道事業会計です。決算額は、損益勘定では収益的収入が5億4,507万円、収益的支出が5億3,325万円となっており、純利益は税抜きで1,182万円となっております。ま

た、資本勘定では資本的収入が 1 億6,031万円、資本的支出が 3 億9,463万円となっており、収入支出差引きで 2 億3,132万円の不足が生じることになりましたので、その措置としまして、過年度分の損益勘定留保資金等の財源をもって補填しております。

次に、下水道事業会計です。決算額は、損益勘定では収益的収入が8,022万円、収益的支出が7,962万円となっており、純利益は税抜き60万円となっております。また、資本勘定では資本的収入が4,245万円、資本的支出が4,949万円となっており、収入支出差引きで 704万円の不足が生じることになりましたので、その措置としまして、当該年度分の損益勘定留保資金等の財源をもって補填しております。

最後に、町の客観的な財政状況を示します主要な財政指標について、ご説明を申し上げます。

健全化判断比率を示す四つの指標については、既にご報告をさせていただいておりますとおり、いずれも国の示す早期健全化基準を下回っているため、令和 6 年度決算時点では適正な水準にあると言えます。しかしながら、物価高騰などの影響を受けやすい経常収支比率など、財政の硬直化を示す指標は悪化しつつあるため、これらの指標にも注視しながら健全な財政運営に努めていく必要があります。

以上が説明となります。ご承認賜りますよう、重ねてお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第 1 号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第28、陳情第 7－3 号陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案については、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下げ申出書が提出されました。

お諮りします。

陳情第 7－3 号の陳情書の取下げについて、これを許可することにご異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 異議なしと認めます。したがって、したがって、陳情第7－3号の陳情書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第29、陳情第7－7号陳情書の取り下げについてを議題とします。

この陳情議案については、産業建設常任委員会に付託し、審議をしておりましたが、その後に陳情者より陳情取下げ申出書が提出されました。

お諮りします。

陳情第7－7号の陳情書の取下げについて、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第7－7号の陳情書の取り下げについては、これを許可することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（緒方正綱君） 日程第30、請願・陳情を議題とします。

本日に受理をしました請願・陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会します。

午前11時41分 散会